4　特許法施行規則第六十九条第四項の規定は、第十一条第一項の表の第十一号若しくは第十二号又は第四十条第一項第一号若しくは第二号の特許料等の納付の申出に準用する。

［削る］

（実用新案法施行規則の準用）

第六十二条　実用新案法施行規則第二十一条第三項の規定は、第十一条第一項の表の第十三号又は第四十条第一項第三号の特許料等の納付の申出に準用する。

（意匠法施行規則の準用）

第六十三条　［略］

2　意匠法施行規則第十八条第三項の規定は、第十一条第一項の表の第十四号若しくは第十五号又は第四十条第一項第四号若しくは第五号の特許料等の納付の申出に準用する。

（商標法施行規則の準用）

第六十四条　商標法施行規則第十八条第三項の規定は、第十一条第一項の表の第十六号、第十七号若しくは第十八号又は第四十条第一項第六号、第七号若しくは第八号の特許料等の納付の申出に準用する。

様式第１（第３条関係）

識別番号付与請求書

（平成　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　請求人

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称　　㊞

（国籍・地域）

2　代理人

識別番号

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称　　㊞又は　識別ラベル

〔備考〕

1～10　［略］

11　請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

12　「（国籍・地域）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所又は居所」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

13～19　［略］

4　特許法施行規則第六十九条第四項及び第五項の規定は、第十一条第一項の表の第十一号又は第四十条第一項第一号の特許料等の納付の申出に準用する。

5　特許法施行規則第六十九条第六項の規定は、第十一条の表の第一項第十一号若しくは第十二号又は第四十条第一項第一号の特許料等の納付の申出に準用する。

［新設］

（意匠法施行規則の準用）

第六十二条　［略］

［新設］

［新設］

様式第１（第３条関係）

識別番号付与請求書

（平成　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　請求人

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称　　㊞

（国籍）

2　代理人

識別番号

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称　　㊞又は　識別ラベル

〔備考〕

1～10　［略］

11　請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。

12　「（国籍）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「住所又は居所」の欄に記載した国と同一であるときは、「（国籍）」の欄は設けるには及ばない。

13～19　［略］